

「平成31年度に開設しようとする大学の学部、短期大学の学科若しくは私立の大学の学部の学科の設置又は大学若しくは短期大学の収容定員増の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の特例を定める件」への意見

- ・一般社団法人日本私立大学連盟
- ・東京都千代田区九段北4-2-25
- ・電話番号 03-3262-2420

今般の措置のように学部等の設置や収容定員に関し立法措置により規制することを始め、大学の教育研究に対する国の介入は年々厳しくなっている。このことは、わが国の発展と多様な人材育成に貢献する私立大学の自主性を失わせかねないという強い危機感を抱くものである。

また、本来の目的である地方創生は雇用の創出が重要であり、地方大学の振興については、大学の規制策よりも、地方大学への積極的な財政支援、地方大学に進学する学生への援助の拡充や地方と東京との積極的な大学間交流（国内留学や単位互換制度の充実）を図ることなど、人的好循環を生む制度的な基盤作りへの支援を進めるべきである。

これまでも連盟は、本件にかかわって、私立大学の自主性及び日本社会の発展性の観点から考え方を表明してきたが、改めて、以下の通り意見を提示する。

<告示案に関する意見>

- 私立大学の定員や学部・学科の新設等を規制する立法等による措置を講ずることは、学問の自由や教育を受ける権利に対する重大な制約となり得ることから、謙抑的な内容であり、かつ、短期間の一時的な措置とすべきである。
- 学生の成長には、多様性に満ちた環境での経験が不可欠である。地方の学生が東京で学ぶこと、東京の学生が地方で学ぶこと、日本の学生が海外で学ぶことの意義はそこにある。地方の若者の東京23区内の大学への流入を阻止し兼ねない方策は、結果的に、地方の若者の成長の機会を奪うこととなる。仮に東京一極集中是正策を行う場合であっても、「第三者機関等」により学部・学科の新増設等の必要性・合理性を判断した上で、これを認める例外措置を講ずるべきである。また、私立大学において、新たな学部・学科を新設する場合、そのための学内プロセスには相当長期間の準備・検討が必要であり、機関決定以前に経済的負担をしている場合も少なくないことから、既に具体的な計画がある場合には、「機関決定」と「対外的公表」に関わらず、例外措置とすべきである。
- 急速に変化する現代社会の中で、状況変化に対応する人材を生み出すためには、新しい高等教育機関、学部、学科等の新設は不可欠である。私立大学が新規分野の教育に乗り出そうとする場合には、学生納付金収入以外に確実な原資を見出すことが困難であり、かつ、既存学部・学科のスクラップには相当の長期間を要する。今般のような認可基準の特例を定める定めないに関わらず、学生定員増を規制すること自体、事実上、私立大学が新規分野の教育によって新たな人材を育成することを禁止するに等しい影響をもたらす、わが国の教育研究さらには産業の発展やイノベーションの創出を阻害することになりかねない。
- 本告示案の本来の目的は、地方大学の振興や地方における若者の修学・就業を通じた地方創生であるが、「地方の就業」に関して具体的な雇用政策や目標値が示されておらず、その実効性は期待できるものとは言い難い。東京圏への進学希望の理由の多くは「東京にいた方が就職に有利である」ことであることから、地方圏の若者の減少を本気で食い止めるためには、地方の就業（雇用の創出）に対する抜本的な対策が必要であり、23区の大学の規制を始め今般の措置が地方大学の振興や地方における若者の修学・就業を通じた地方創生という目的に適した政策であるか否かについて、明確なKPIを定めるなど検証するシステムが不可欠である。

以上